

平成25年7月4日  
号外第1号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 選挙管理委員会告示

- 参議院秋田県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任(72)……………1
  - 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任(73)……………1
  - 参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時(74)……………1
  - 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時(75)……………2
  - 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(76)……………2
  - 参議院秋田県選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(77)……………2
  - 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(78)……………2
  - 参議院秋田県選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数(79)……………2
  - 参議院秋田県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時(80)……………3
  - 参議院秋田県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(81)……………3
  - 直接請求における選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数(82)……………3
  - 直接請求における各選挙区での選挙権を有する者の総数の3分の1の数(83)……………3
- 選挙長告示**
- 参議院秋田県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(1)……………4
  - 参議院秋田県選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(2)……………4
- 選挙分会長告示**
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所(1)……………4
  - 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(2)……………4

## 選挙管理委員会告示

### 秋選管告示第72号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定に基づき、平成25年7月21日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により、告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- |                 |               |         |
|-----------------|---------------|---------|
| 1 選挙長           | 秋田市大町四丁目3番44号 | 田 中 伸 一 |
| 2 選挙長の職務を代理すべき者 | 秋田市千秋矢留町7番44号 | 光 永 祐 子 |

### 秋選管告示第73号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定に基づき、平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により、告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- |                   |               |           |
|-------------------|---------------|-----------|
| 1 選挙分会長           | 秋田市千秋城下町8番39号 | 庄 司 善 一 郎 |
| 2 選挙分会長の職務を代理すべき者 | 秋田市旭南一丁目10番1号 | 桜 庭 規 祥   |

### 秋選管告示第74号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院秋田県選出議員選

挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により、告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県議会大会議室
- 2 日時 平成25年7月24日 午前9時30分

#### 秋選管告示第75号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により、告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県議会大会議室
- 2 日時 平成25年7月24日 午前10時

#### 秋選管告示第76号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成25年7月4日 午後7時

#### 秋選管告示第77号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による平成25年7月21日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第50条第2項の規定により、告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成25年7月5日 午後6時30分

#### 秋選管告示第78号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第50条第2項の規定により、告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成25年7月8日 午後6時30分

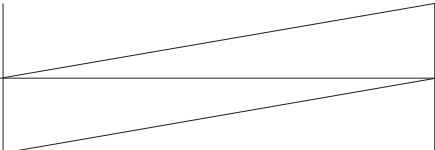
#### 秋選管告示第79号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、参議院秋田県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

放送できる基幹 放送事業者	放 送 回 数	
	テレビジョン放送	ラジオ放送
株式会社秋田放送	1回	1回

秋田テレビ株式会社	1回	
秋田朝日放送株式会社	1回	

**秋選管告示第80号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による平成25年7月21日執行の参議院秋田県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成25年7月4日 午後5時30分

**秋選管告示第81号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び同条第2項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による平成25年7月21日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定に基づき、告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

候補者一人につき 35,549,100円

**秋選管告示第82号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,230

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

213,933

**秋選管告示第83号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成25年7月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 選挙区別

秋田市	89,520
能代市山本郡	25,629
横手市	27,729
大館市	21,994
男鹿市	9,227

湯沢市雄勝郡	19,880
鹿角市鹿角郡	11,325
由利本荘市	23,580
潟上市	9,562
大仙市仙北郡	31,091
北秋田市北秋田郡	11,125
にかほ市	7,498
仙北市	8,330
南秋田郡	7,336

## 選 挙 長 告 示

### 選挙長告示第1号

平成25年7月21日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成25年7月4日

参議院秋田県選出議員選挙選挙長 田 中 伸 一

- 1 平成25年7月4日 午前10時30分前 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁
- 2 平成25年7月4日 午前10時30分以後 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室

### 選挙長告示第2号

平成25年7月21日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成25年7月4日

参議院秋田県選出議員選挙選挙長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成25年7月19日 午前9時30分

## 選 挙 分 会 長 告 示

### 選挙分会長告示第1号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成25年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会長 庄 司 善一郎

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室

### 選挙分会長告示第2号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成25年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会長 庄 司 善一郎

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成25年7月19日 午前9時45分